

## 《論説》

英国における  
「適切な大人（Appropriate Adult）」制度

宍倉 悠太

## 目 次

- I. はじめに
- II. 英国における「適切な大人（Appropriate Adult）」  
制度の概要
- III. 英国における「適切な大人（Appropriate Adult）」  
制度の運用の現状と課題
- IV. むすび

## I. はじめに

2007年にわが国が署名し、2014年に批准・発効した障害者権利条約は、わが国の障害者施策にもいくつかの変化をもたらした。障害者に対する「司法手続における配慮」の規定もその一つである。

障害者権利条約は、第13条において、「司法手続の利用の機会」の条項を定めており、締約国は、「障害者が全ての法的手続（捜査段階その他予備的な段階を含む。）において直接及び間接の参加者（証人を含む。）として効果的な役割を果たすことを容易にするため、手続上の配慮及び年齢に適した配慮が提供されること等により、障害者が他の者との平等を基礎として司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保する」こと、および「障害者が司法手続を利用する効果的な機会を有することを確保することに役立terため、司法に係る分野に携わる者（警察官及び刑務官を含む。）に対する適当な研修を促進する」ことを定めている。

この障害者権利条約への署名に伴い、2011年に改正された障害者基本法の第29条、および2016年に改正された発達障害者支援法の第12条の2では、

それぞれ障害者に対する「司法手続における配慮」の規定が新設された。これらの規定のうち、刑事司法や少年保護司法に関係する部分について見ると、障害者基本法では、国又は地方公共団体に対し、刑事事件や少年保護事件の対象になった障害者とその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な施策を講じることが義務付けられた。また、発達障害者支援法の規定においても、国及び地方公共団体に対し、刑事事件若しくは少年の保護事件に関する手続その他これに準ずる手続の対象となった発達障害者とその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の発達障害者の特性に応じた意思疎通の手段の確保のための配慮その他の適切な配慮をすることが義務付けられている。

こうした障害者に対する「合理的配慮<sup>1)</sup>」の動きは、今後の「罪を犯した障害者」に対する施策にも影響を与えていく可能性があるが、わが国では既に「合理的配慮」を超えて「事前的改善措置<sup>2)</sup>」として導入されている施策もいくつかが存在する。例えば、受刑者等に対する施策についていえば、矯正施設内における社会福祉士等の配置（2008年から開始）や社会復帰支援指導プログラム（2014年から開始され、2017年に全国展開）、法務省と厚生労働省の連携による地域生活定着促進事業（2009年から開始）などがある。また、捜査段階でも検察庁における「刑事政策推進室」「社会復帰支援室」等の設置による社会復帰支援（2013年から開始）や更生緊急保護事前調整モデル（2013

---

1) 「合理的配慮」の意義について、川島聡「差別解消法と雇用促進法における合理的配慮」川島聡＝飯野由里子＝西倉実季＝星加良司『合理的配慮』（有斐閣・2016年）、39-67頁参照。

2) 「合理的配慮」と「事前的改善措置」の違いについて、川島他、前掲『合理的配慮』、2頁。また、「合理的配慮」と「事前的改善措置」のねらいの違いおよび関係性については、飯野由里子「合理的配慮とポジティブ・アクション」川島他、前掲『合理的配慮』、82-83頁参照。なお、障害者差別解消法第6条に基づき政府が策定した、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」においては、「事前的改善措置」を「個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている」とされており、合理的配慮をより推進するための措置として位置づけられている。

年から開始)のほか、知的障害がありコミュニケーション能力に問題のある被疑者に対しては、取り調べの録音・録画(2011年4月から試行、同年10月から全庁で実施)なども実施されている。

ところで、罪を犯した障害者に対する施策については、英国(イングランドおよびウェールズ)においても一定程度の展開を見せている。そもそも障害者差別に関しては、1995年に1995年障害者差別禁止法(Disability Discrimination Act 1995)が成立し、現在ではこの法律の障害者差別禁止に係る事項の見直しを図る形で成立した2010年平等法(Equality Act 2010)が施行されている<sup>3)</sup>。そして、本法に基づき各刑事司法機関は「障害者向けの各種指針を定め、実務の見直しを行い対応している<sup>4)</sup>」とされる。また、発達障害者施策に関しても、イングランドでは2009年に「2009年自閉症法(Autism Act 2009)」が成立し、本法に基づき自閉症の成人のニーズに合った計画を公刊し、時宜に応じて改訂することが保健・社会福祉大臣に対して義務付けられている<sup>5)</sup>。その最初のもは2010年の『生活を満ち価値あるものにする(Fulfilling and Rewarding Lives)』であり、以後、2014年にはこの改訂版である『自閉症を考える(Think Autism)』が公刊され、同計画はさらに2018年に改訂版が公刊された<sup>6)</sup>。特に2014年の『自閉症を考える』は、その政策を主導する対象機関の中に初めて警察や英国犯罪者管理局(NOMS<sup>7)</sup>のほか、刑事司法システムに関わる機関を加え、発達障害者が犯罪の被害者や

3) 内閣府「平成28年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する国外及び国内地域における取組状況の実態調査報告書」2. イギリスにおける障害者差別禁止法と国連審査の状況 [http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28kokusai/h2\\_02\\_01.html](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h28kokusai/h2_02_01.html) (2018年10月10日閲覧)。

4) 法務省法務総合研究所研究部報告52「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」、65頁。 [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03\\_00072.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00072.html) (2018年10月10日閲覧)。

5) Department of Health & Social Care (2018), “*Think Autism strategy governance refresh*”, available at: <https://www.gov.uk/government/publications/think-autism-strategy-governance-refresh-2018> (accessed 10 October 2018), p4.

6) *Ibid.*, p4.

7) NOMSは2017年4月から「英国矯正保護局」(Her Majesty's Prison & Probation Service (HMPPS))に改編された。

証人となった場合のほか、刑事司法システムに係属した場合の対応策についても言及している<sup>8)</sup>。

他方、知的障害者等<sup>9)</sup>について既に実施されているものには、「1984年警察及び刑事証拠法(The Police And Criminal Evidence Act1984. 以下「PACE」と称する。)」に基づいた、警察の取調時に障害に関する専門家等が立会にあたる「適切な大人(Appropriate Adult. 以下「AA」と称する。)」制度がある。また、触法精神障害者に対しては、1989年から精神科医療へのダイバージョンが開始されているばかりでなく、近年ではさらにその対象者の拡大を図ろうとしている「リエゾン・ダイバージョンスキーム」の動きがある<sup>10)</sup>。

こうした状況を見ると、英国における「罪を犯した障害者」に対する取り組みは、わが国よりも以前から開始され、一定の歴史を有しているといえる。このうち、罪を犯した障害者に対し取調時に専門家が立会う制度については、わが国では検察庁で試行されたものの、現在まで実現はされていない<sup>11)</sup>。無論、わが国と英国では刑事司法制度に大きな違いがあり、こうした各種施策が直ちにわが国に導入可能であるということではない。しかし、こうした取り組みの内容を検討することは、わが国における今後の「罪を犯した障害者」に対する施策において参考になる部分があるのではないと思われる。

そこで本稿では、わが国における罪を犯した障害者に対する施策の参考になるものとして、英国における罪を犯した障害者に対する AA 制度の取組み

8) HM Government (2014), “*Think Autism Fulfilling and Rewarding Lives, the strategy for adults with autism in England: an update*”, available at: <https://www.gov.uk/government/publications/think-autism-an-update-to-the-government-adult-autism-strategy> (accessed 11 October 2018), pp38-39.

9) 英国では、知的障害を「Learning Disability」と呼称しているが、これはわが国の「知的障害」とほぼ同義であり、さらに発達障害者も知的障害の定義に該当する限りは知的障害者として扱うとされる。また、知的障害のある犯罪者の処遇を検討する場合、知的障害に加え、発達障害全般への対応を含めて論じられることが多いとされる。前掲、「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」、61頁。

10) 前掲、「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」、77-78頁。

11) 試行について、最高検察庁「知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する取調べの録音・録画の試行について」、22-25頁。 <http://www.kensatsu.go.jp/content/000127632.pdf> (2018年10月10日閲覧)

を確認したい。なお、特に断りの無い限り、英国についてはイングランドおよびウェールズの状況を中心として論じるものとする。

## II. 英国における「適切な大人 (Appropriate Adult)」制度の概要

### 1. AA 制度創設の契機

英国の AA 制度は、PACE に基づき開始されたもので、既に 30 年以上の歴史を有している。

本法が成立するきっかけとなったのは、1972 年に起きた Maxwell Confait の殺人事件である<sup>12)</sup>。本件では 2 名の少年と 1 名の知的障害のある男性が逮捕され、自白に基づき有罪と認定されたが、数年後に彼らの無罪を証明する証拠が発見され、その自白が虚偽のものであったことが分かった。そしてそうした事態は、彼らの脆弱性と警察による拘束および取調べにおける対応が重なって生じた結果であるとされた。

そして、本事件に関する公衆の関心が高まったことにより、公聴会と王立委員会が開かれ、1984 年に国会において「1984 年警察及び刑事証拠法」とその実務規範 (Codes of Practice) が可決されることになった。

### 2. AA 制度の概要

#### (1) 目的および役割

罪を犯した障害者に対する AA については、前述の 1984 年 PACE の実務規範 C (以下「PACE Code C」と称する。)において役割が定義されている<sup>13)</sup>。その 2018 年版では、AA の役割は「この実務規範と他の実務規範の条

12) <http://www.appropriateadult.org.uk/index.php/information/development/need/fair-justice/history> (accessed 11 October 2018)。

13) この実務規範については、「その草案は内務大臣が発して、大方の意見を徴し、議会の両院の討議に付さなければならず、この実務規範の発布の形式は政令 (order) とされ、order は、議員両院の承認を得なければならないので、法 (Act) ではないが 1964 年法の実務の第一線の運用を大きく支えるので重要なものである」とされている。渥美東洋「イギリスの警察および刑事証拠法の『実務規範』(一)」、判例タイムズ No.595 (1986 年)、18 頁。

項が適用される青少年と脆弱な者の権利、資格及び福祉を保護すること<sup>14)</sup>とされている (PACE Code C 1.7A)。そして、AA に対しては、以下のような役割を果たすことが期待されている。

- ①この実務規範に基づいて、彼らに対し情報を提供する機会、あるいはあらゆる手続に参加する機会が与えられたり求められたりした場合は、彼らの支援、助言、手伝いをする事<sup>15)</sup>。
- ②警察が少年および脆弱な者の権利と資格を尊重するよう適切かつ公正に行動しているかどうかを観察し、そうでない場合は、警部以上の階級の警察官に対しその旨を通知すること<sup>16)</sup>。
- ③彼らが逮捕時あるいは訴追前における注意事項で示された黙秘権を行使したい場合を除き、その権利を尊重する一方で、警察とコミュニケーションを取ることを支援すること<sup>17)</sup>。
- ④彼らが持つ権利の理解を助けるとともに、それらの権利が保護され尊重されていることを保障すること<sup>18)</sup>。

他方、内務省が提供している AA の手引きにおいては、身柄拘束中の者に対して法的なアドバイスを提供することは AA の役割ではないとされている<sup>19)</sup>。

## (2) AA の対象者

PACE Code C では、AA の対象者として、青少年 (Juvenile) と脆弱な者

14) Home Office (2018) , *Police and Criminal Evidence Act 1984 (PACE) CODE C Revised*, available at:<https://www.gov.uk/government/publications/pace-code-c-2018> (accessed 11 October 2018) ,p7.

15) *Ibid.*

16) *Ibid.*

17) *Ibid.*

18) *Ibid.*

19) Home Office (2003) , *Guidance For Appropriate Adults*, available at:<https://www.gov.uk/government/publications/guidance-for-appropriate-adults> (accessed 11 October 2018)

(Vulnerable<sup>20)</sup>) の2種類を規定している。ここでは、本稿との関係で後者について紹介したい。

PACE Code Cが規定している「脆弱な者」は、「精神的な健康状態あるいは精神障害を理由に以下の症状を呈している者」とされている (PACE Code C 1.13 (d))<sup>21)</sup>。

①以下と関連するあらゆる手続において、彼らの意味するところすべての理解や効果的なコミュニケーションに困難がある。

- ・ 逮捕および拘束。
- ・ (事情に応じた) 任意の取り調べにおける警察署への任意の出頭あるいはその他あらゆる場所への出頭。
- ・ 彼らの権利や資格の行使。

②彼らが話す内容や尋ねられた質問、あるいはその回答の意味が理解できない。

③次のような状態になりやすい。

- ・ 自らの立場について混乱したり不明瞭になる。
- ・ 自分がそのことを理解していないのに、あるいはそうしたいと望まないのに、信用できない、誤解を招く、有罪とみなされるような情報を提供する。
- ・ 自分が自覚的に理解していないのに、あるいはそうしたいと望まないのに、他者からの行動や示唆を受け入れてしまう。
- ・ いかなる抵抗や疑問もなしに提案や意見に容易に同意する。

なお、PACE Code Cでは、ここでいう精神障害について、「『1983年精神保健法の実務規範 (The Mental Health Act 1983 Code of Practice)』にあてはまりうる臨床的な認識像の範囲が記載されている」とされており (PACE

---

20) 「vulnerable」は、犯罪捜査との関連では「供述弱者」と訳されることもあるが、本稿では当該用語をもって一部受刑者等にも言及する部分があることから「脆弱な者」と訳した。なお、原語が「vulnerable adult」となっているものについては、本稿においては「脆弱な成人」と訳し分けている。

21) Home Office (2018), *op. cit.*, p9.

Code C 1 GB)<sup>22)</sup>、当該実務規範では、その「臨床的な認識像」が例示列挙として以下のように規定されている。

- ・うつ病や双極性障害などの情緒障害。
- ・統合失調症や妄想性障害。
- ・不安、恐怖症、強迫性障害、心気症のような神経、ストレス関連および身体表現性障害。
- ・認知症や譫妄などの器質性精神疾患（原因の如何にかかわらず）。
- ・脳の怪我や損傷によるパーソナリティ及び行動の変化（獲得形態の如何にかかわらず）。
- ・パーソナリティ障害。
- ・向精神薬の乱用による精神及び行動障害。
- ・摂食障害、非器質性睡眠障害、非器質性性障害。
- ・学習障害。
- ・自閉症スペクトラム障害（アスペルガー症候群を含む）。
- ・幼児や青少年の行動及び情緒障害。

さらに PACE Code C では、「脆弱な者」には、メンタルヘルスの問題や精神障害の結果として該当しうるとしているが、それはメンタルヘルスの問題や精神障害を有していない、あるいは有していると認められなければ「脆弱な者」に該当しないということを意味するわけではないとされている (PACE Code C 1 G)<sup>23)</sup>。そのため、拘束中の者の事件に関する身柄拘束を担当する警察官 (custody officer。以下「拘束担当警察官」と称する。)、あるいは逮捕や身柄拘束されていない者の法違反行為の捜査を行う警察官は、必要に応じケースバイケースで 1.13 (d) に記載されたあらゆる要因が、取調

---

22) Home Office (2018) , *op. cit.*,p12. Department of Health (2015) , *Code of practice: Mental Health Act 1983*, available at:<https://www.gov.uk/government/publications/code-of-practice-mental-health-act-1983> (accessed 15 October 2018) ,p26.

23) Home Office (2018) , *op. cit.*,p11.



中の者にあてはまるかどうか検討することが重要であるとされている<sup>24)</sup>。

他方、脆弱な者であっても、しばしば信用できる証拠を提供する能力があるが、一定の状況の下では、信頼のできない、誤解を招く、または自己負罪の情報を、そうすることを知らずあるいは望まずに特に誤って提供しがちであり、そうした者に質問する際には、特別な配慮を払わねばならず、その精神状態や能力に疑義がある場合は AA が関与すべきであるとされている。また、信用できない証拠のリスクのために、警察は可能な限り承認された事実の全てについて補強証拠を入手しておくことが重要であるとされている (PACE Code C 附則 E 指導上の注意事項 E 1)。

### (3) AA の主体

#### ① AA の任用要件

PACE Code C では、AA となる者の定義についても、青少年と脆弱な者の 2 種類に分けて規定している (PACE Code C 1.7 (b))。このうち、「脆弱な者」に対する AA は以下のように定義されている。

- (i) 親族、後見人、あるいは脆弱な者のケアや監護に責任のあるその他の者。
- (ii) 脆弱な者への対応経験を有する者。ただし次に挙げる者を除く。
  - ・ 警察官。
  - ・ 警察に雇用されている者。
  - ・ 警察署長の指示あるいは監督下にある者。
  - ・ 当該警察署長の職務遂行に関する権限を援助するために、契約上の合意の下でサービスを提供する者 (ただし、警察署長に雇用されている者は除く)。
- (iii) その他、責任ある 18 歳以上の成人で上記 (ii) において除外されている者以外の者。

他方、両親や後見人も含め、事件の加害行為に関与していると疑われる者

---

24) *Ibid.*

や、事件の被害者、目撃者、捜査に巻き込まれている者、AAとして行動することに優先して資格を与えられている者は、AAになるべきではないとされている (PACE Code C 1B)。またこのほかに、「その親族、後見人、あるいは監護者ではないAAは警察から独立した者でなければならない。なぜならばAAの役割は脆弱な者の権利と資格の保全にあるからである。さらに、警察署に駐在しその資格において行動しているソリシタ<sup>25)</sup>やICV (Independent Custody Visitor)<sup>26)</sup>はAAにはなりえない<sup>27)</sup>」旨が記載されている (PACE Code C 1F)。

他方、「脆弱な者のケースでは、親族よりもむしろ彼らの監護において経験や訓練を積んだ者の方がより適切かもしれないが、当該脆弱な者がより質の高い他者よりも、親族を望んだり、あるいは特定の人物の選任に反対するのであれば、可能な限り彼らの意思を尊重すべき<sup>28)</sup>」旨も記載されている (PACE Code C 1D)。

## ② NAAN の役割

AAについては現在、英国における「全国AAネットワーク (National Appropriate Adult Network (NAAN))」が存在する。これは実務家による非公式のネットワークとして1995年から始まったものだが<sup>29)</sup>、2004年7月5

25) 英国の弁護士はソリシタ (事務弁護士) とバリスタ (法廷弁護士) に分かれており、前者は法廷における弁論以外の法律事務を行い、後者は法廷における弁論を行う法律家である。英国では、逮捕された被疑者は何時でもソリシタと秘密に面会する権利を有しているほか、ソリシタは取調べに立ち会う権限を有している。清野憲一「英国刑事法務事情 (1)」刑事法ジャーナル第vol.3 (2006年)、72頁、同「英国刑事法務事情 (2)」刑事法ジャーナルvol.4 (2006年)、72頁。

26) Independent Custody Visitor とは、英国において拘束中の者に対する拷問や不健全な取扱いを防止し、その福祉を増進するために、定期的に留置場を視察し、警察の拘束について監督する者である。なお、英国には現在、内務省、公安委員会 (Policing Authority)、公安管理官 (Police and Crime Commissioner (PCC)) が出資して創設した全国組織であるICVA (Independent Custody Visitors Association) が存在する。https://icva.org.uk/ (accessed 16 October 2018)

27) Home Office (2018), *op. cit.*, p11.

28) *Ibid.*

29) NAAN (2004), *Appropriate Adult Provision in England & Wales* (2004)

日に英国の登録チャリティ団体 (Registered Charity) となり、保証有限責任会社 (a company limited by guarantee) にもなっている<sup>30)</sup>。保証有限責任会社になった際の主な出資は内務省からであり<sup>31)</sup>、現在はこのほかの収入として、AA の訓練実施による収入と、メンバーからの会費収入がある<sup>32)</sup>。

NAAN はその目標として、① AA の実務能力の改善 (全国基準を目指したより効果的な AA の運用によって、より多くの少年と脆弱な成人の保護をすること)、② 政策の改善 (AA をより効果的にするための全国および地方における政策の展開と実行)、③ より効果的・効率的で持続可能な組織に向けた NAAN 自体の改善、の3点を挙げている<sup>33)</sup>。そして、その活動として「意識の向上」「全国基準の確立」「手引きの開発」「ボランティアのサポート」「保護者や監護者への告知」「トレーニングの提供」「調査の実施」「政策の告知」といったことを行っている。NAAN による AA の調査結果に関しては、後に運用状況の確認の項で改めて紹介したい。

#### (4) AA の要請手続および業務

##### ① AA の対象者の発見

AA の対象者である「脆弱な者 (person who is vulnerable)」に該当するかどうかは、まず拘束担当警察官か、逮捕や身柄拘束されていない者の事件を担当する警察官が発見をする必要がある。そのために PACE Code C では、脆弱な者と疑う理由の存在を明らかにするための警察官の行動として、「1.13 (d) に記載された事実と関連する利用可能な情報がないか確認するための適切な質問の実施」「脆弱な者に該当するかどうかの理由を適用または提供するあらゆる要因を

---

available at: <http://www.appropriateadult.org.uk/index.php/policy/policy-publications> (accessed 16 October 2018) .p1.

30) <http://www.appropriateadult.org.uk/index.php/about-us/our-work> (accessed 16 October 2018)

31) NAAN (2004) , *op. cit.*, p1.

32) <http://www.appropriateadult.org.uk/index.php/about-us/our-work>, *op. cit.*

33) *Ibid.*

記述するための記録の実施」が行われるべきとされている (PACE Code C 14)<sup>34)</sup>。このうち、「1.13 (d) に記載された事実と関連する利用可能な情報」としては、対象者の「行動」「精神状態および知的能力」「自らについて話している内容」「親族や友人からの情報」「警察官や警察職員、警察の記録からの情報」「精神保健とソーシャルケアからの情報」「対象者を知っており以前に接触したことがある、そして AA からの助けとサポートのニーズを査定することに役立つような他の専門家からの情報」などが挙げられている (PACE Code C 1 GA)<sup>35)</sup>。

## ② AA の出頭の要請

AA の出頭の要請は、拘束担当警察官が行う。被拘束者が「脆弱な者」である場合、拘束担当警察官は可能な限り速やかに、被拘束者に対して AA が必要であることを決定した旨と、その理由の告知をすることを保証しなければならない、さらに AA の義務や、AA といつでも個別に会話ができる旨を伝えなければならない (PACE Code C 3.15)<sup>36)</sup>。他方、AA に対しては、AA に被拘束者の身柄拘束の理由およびその所在を告知し、警察署における AA の出頭と被拘束者との接見を保証しなければならない (PACE Code C 3.15)<sup>37)</sup>。

## ③ AA の業務

AA の業務としては、以下のものが挙げられる。

### (ア) 被拘束者への権利の告知等における立会い

被拘束者に対しては、身柄拘束中に行使できる権利の告知、拘束記録の写しの交付等の通知等が行われるが、これは AA が警察署に出頭している場合はその面前で行われなければならない、未だ出頭していない場合は、AA が出頭した後直ちにその面前で行われることとされている (PACE Code C 3.17)。

34) Home Office (2018) , *op. cit.*,p6.

35) Home Office (2018) , *op. cit.*,p11.

36) Home Office (2018) , *op. cit.*,p18.

37) *Ibid.*

## (イ) 警告の際の立会い

英国においては、「黙秘権は事実上廃止されて<sup>38)</sup>」おり、「黙秘権告知後の取り調べにおいて被疑者が自己の防御に関連する事実を供述しなかったときには、裁判所及び陪審員は、その事実から適当な推論をすることができる<sup>39)</sup>」とされている。そしてそのために、警察官は訴追前に警告を行うこととしている<sup>40)</sup>。

この点に関して、脆弱な者が AA のいないときに警告を受けるのであれば、その警告は AA の面前で再度行われなければならないとされている (PACE Code C 10.12)。

## (ウ) 取調べや供述調書への署名における立会い

脆弱な者に対しては、例外的な規定が適用されないのであれば、AA の立ち会わないところでは取調べを受けさせたり、供述調書への署名を求めたりしてはならないとされている<sup>41)</sup>。また、リスクを回避するための十分な情報が得られるまでは、こうした状況における質問は AA の不在の際に続けら

38) 清野、前掲「英国刑事法務事情 (2)」、72 頁。

39) 清野、前掲「英国刑事法務事情 (2)」、72 頁。

40) なお、警告の文言は PACE Code C の 10.5 に記載されている。その文言は「あなたは何も言わなくてよい。しかし、あなたが法廷で依拠したい事柄について質問されたときにその事柄に言及しないと、あなたの防御に不利に働くことがある。あなたが話すことの全ては証拠となりうる」とある。清野、前掲「英国刑事法務事情 (2)」、73 頁。

41) 「例外的な規定」とは、「取調べが遅れたことにより、(a) 法違反行為に関連する証拠への干渉や侵害、他者に対する干渉や物理的危険、財産に対する重大な損失や損害を生む、(b) 法違反行為を行ったと疑われるが未だ逮捕されていない他者に警戒心を喚起させる、(c) かかる法違反行為が実行の結果獲得された財産の回復を妨げる、ような場合には、被疑者は逮捕決定に続き、警察署または他の拘束可能な場所以外でも取調べができる」という規定を指している (PACE Code C 11.1)。なお、AA の立会いなしでの拘束された脆弱な者への取調べは、警視以上の階級の警察官が、取調べの遅れが上記の (a) から (c) までの結果になると考える場合や、取調べがその者の精神的・身体的状態を大きく害さないことを満たすと考える場合にのみ行うべきであり、これらの取調べは上記 (a) から (c) の結果を回避するために十分な情報が得られたならば続けるべきではないとされ、また、取調べが行われる場合は、その決定の根拠についての記録が作成されなければならないとされている (PACE Code C 11.18 から 11.20)。

れるべきではなく、これらの状況下での取調べを開始するための決定をした理由は記録されなければならないとされている。

なお、もし AA が取調べに立ち会う場合は、彼らは単なる観察者として振る舞うことが期待されているわけではないことが告知されるべきであり、彼らの立会いの目的は以下のとおりであると規定されている。(PACE Code C 3.15 から 3.17)

- ・取調べを受ける者への助言。
- ・取調べが適正・公平に行われているかどうかの観察。
- ・取調べを受ける者とのコミュニケーションの促進。

(エ) 継続的な身柄拘束の必要性についての警察官の陳述

脆弱な者の身柄拘束が審査担当官 (review officer) あるいは警視 (superintendent) によって審査される場合、AA に連絡が取れたときには、継続的な拘束の必要性についてその警察官に陳述する機会を与えなければならない (PACE Code C 15.3)。

(オ) 警察官の訴追における立合い

英国においては、「警察は、犯罪を立証するに足りる十分な証拠があり、かつ、訴追が公益にかなうと思料するときには被疑者を裁判所に訴追する<sup>42)</sup>」こととなっている。この点に関して、拘束担当警察官が脆弱な者を訴追するか、又は訴追に十分な証拠がある時に適切なその他の処置を取るにあたっては、AA が警察署にいたのであれば、その立会いの下に行われなければならないとされている。また、訴追理由を示した書面のコピーを AA に交付しなければならない (PACE Code C 16.1 から 16.4A)。

(カ) 身体検査および着衣を脱着させる検査への立合い

脆弱な者の身体検査あるいは着衣を脱着させる検査は、被拘束者が特別に特定の異性の成人の立会いを要求した場合を除き、同性の AA の立会いの下でのみ行われるべきであるとされる。また、着衣を脱着しての検査は、拘束者あるいはその他の者に重大な害をおよぼす危険がある緊急の場合にのみ AA の立会いなしに実施することができる (PACE Code C 附則 A 5 または 11 (c))。

42) 清野、前掲「英国刑事法務事情 (2)」、74 頁。

### Ⅲ. 英国における「適切な大人 (Appropriate Adult)」 制度の運用の現状と課題

#### 1. 2009年のBradley ReportとAA<sup>43)</sup>

英国では2007年に、元内務大臣のブラッドリー卿が、刑事司法システムにおける障害者の精神保健の問題に関する調査をするよう指示を受けた。その報告書は2009年に提出されたが、そこで出された82の提案は原則的に全て政府によって受け入れられることになった。この中では、AAに関連する目標も言及されているので、初めに、この提案およびそれに基づく計画を紹介し、AAに関連する事項について確認したい。

ブラッドリー報告書の最重要提案は、刑事司法システムにおいて、精神障害のある脆弱な者に対してより早期で良質な識別およびアセスメントを実施することと、その情報共有の改善であった。ブラッドリー卿はより多くの情報に基づく訴追や量刑手続と判決を行うことが、より多くの精神障害を有する成人をコミュニティで処遇することにつながると確信していた。したがって報告書は同時に、刑務所にいる精神障害者にもより集中的で効果的な精神的・社会的ケアを与えることを保証すべきことも提案していた。

このブラッドリー報告を受け、政府は省庁横断的な『健康の改善、司法の支援 (Improving Health, Supporting Justice)』計画を提出した。この計画は、刑事司法システムにおける成人の脆弱な者に対する精神保健その他のサービスの向上を目的としたものであり、地域サービスに質の改善をもたらすことを可能にするような戦略枠組みを提供するとともに、関係する保健機関と刑事司法機関の全てと連携することを保証している。さらに、計画はいくつかの達成目標を呈示したが、AAについても、以下2つの重要な達成目標が示された。

①留置場を訪れるAAおよびその他の第三者機関に対する訓練のニーズを

---

43) 以下の内容は、NAAN (2010) ,Appropriate Adult Provision in England & Wales (2010) , available at: <http://www.appropriateadult.org.uk/index.php/policy/policy-publications> (accessed 16 October 2018) 参照。

解明する（2011年までに達成）。

- ②警察署におけるAAの調査を実施することを検討する（2010年4月までに達成）。

この目標に合わせ、2010年5月にNAANはイングランドとウェールズにおけるAAの運用に関する基礎的調査に着手した。

## 2. AAの運用状況—NAANによる調査結果から

### （1）調査の目的および対象<sup>44)</sup>

NAANが2010年に実施した調査の目的は、警察から見たAAサービスの運用の量的・質的な最新状況を把握し、脆弱な成人と少年の双方に対するAAサービスの運用や提供について、その障壁や問題点を発見することであった。そのため特に、①全国（national）レベルと、地域（regional）レベル、地方（local）レベルごとに、家族のAAと専門職としてのAA双方のニーズを調査することや、②専門職としてのAAについて、特に法令に基づくものと、民間や第三セクターの請負契約に基づくものとの間でのサービス満足度の違いがあるか、③日常的にAAが人定および訴追の手續において利用されているか、などを理解することを目標とした。なお、この調査は、2006年に内務省からの求めで実施したAA運用に関する報告書の改訂版であり、2006年の調査は家族以外の専門職としてのAAサービスの運用に着目したものであった。

調査は、イングランドとウェールズの43警察署に対して行われた（ロンドンおよび英国鉄道警察（British Transport Police. 以下「BTP」と称する。）を含む）。質問は英国幹部警察官協会（ACPO）を經由してイングランドとウェールズの全ての警察機関に書面を配布する形で行われ、そのうち34警察署から回答があった<sup>45)</sup>。以下、報告内容を基に、成人の脆弱な者に対するAAの運用状況を中心に検討する。

44) NAAN (2010), *op. cit.*, pp3-4.

45) なお、調査では回答した警察署ごとに、その回答のレベルにばらつきがある、



## (2) 調査結果からみた運用状況

## ①脆弱な成人を対象とする AA のリクエスト数の少なさと身柄拘束段階における脆弱な成人の見落とし

AA のリクエスト数に関して、脆弱な成人に対するリクエストは少年に比べてはるかに数が少ないという結果が出ており、全体のリクエスト数の 88% が少年であった<sup>46)</sup>。ロンドンにおいてもリクエスト数の 78% が少年を対象とするものであり、脆弱な成人を対象とするものは 22% にとどまった<sup>47)</sup>。さらに、BTP の場合も、リクエスト数の 84% が少年を対象とするものであり、脆弱な成人を対象とするものは 16% にとどまった<sup>48)</sup>。また、これに関連して、脆弱な者と認定された成人の数は地域によってかなり幅があり、必ずしもその地域の人口規模とは関連していないことも指摘されている<sup>49)</sup>。さらに、警察の身柄拘束段階で示された脆弱な者に対して判明したニーズに比べ、刑務所における精神障害者の割合は有意に高いという結果も出た<sup>50)</sup>。これらは、精神障害等が警察の身柄拘束段階では非常に過少に認識されていることを示すものであり<sup>51)</sup>、NAAN はこうした調査結果に対し、刑事司法システムからのダイバージョンの機会と効果的な早期介入が見過ごされていることを指摘している<sup>52)</sup>。そのため、NAAN は全ての身柄拘束事件の記録における AA のニーズの有無が記録されるべきであるということのほか、身柄拘束されている成人全体のうち、どのくらいの者が脆弱な者として認識されているかを

---

回答が部分的でしかないといった理由があり、その結果、地域レベルや地方レベルでの AA のニーズを十分に理解することはできなかったことから、イングランドとウェールズのデータを概観する形となっており、さらに、ロンドンや BTP においては、AA の利用の方法が複雑であるために、さらに別途の報告をする形としている。

46) *Ibid.*47) NAAN (2010), *op. cit.*, p6.48) *Ibid.*49) NAAN (2010), *op. cit.*, p4.50) *Ibid.*51) NAAN (2010), *op. cit.*, p15.52) *Ibid.*

調査によって明らかにすべきことや、関係機関との協力によって脆弱な者を発見する機能を向上させることなどを指摘している<sup>53)</sup>。

## ②脆弱な成人に対して提供される AA サービスの実施主体と問題点

この調査では専門職としての AA を、「訓練を受け犯罪記録管理局(Criminal Records Bureau)によりチェックを受けた、組織化された AA サービスに所属する有給あるいは無給の者」と定義している<sup>54)</sup>。専門職としての AA は、YOT (Youth Offending Team<sup>55)</sup>) や地方自治体から直接に提供されたり、あるいはボランティアや民間セクターの組織から提供されうるものである<sup>56)</sup>。

脆弱な成人に対する専門職としての AA サービスの提供状況については、34 署 (ロンドンおよび BTP を含む) の回答によると、契約を結んだ民間あるいは第三セクターの組織が提供している地域が 14 か所、ソーシャルサービスが提供している地域が 12 か所、契約に基づくサービスとソーシャルサービスが混合して提供している地域が 3 か所であった。なお、2 か所は無回答、1 か所は成人のサービスはないと回答した<sup>57)</sup>。ロンドンでは、全土を対象としたサービスは存在しないが、代わりに脆弱な成人に対しては特別に区が自ら AA を提供しているとのことであった<sup>58)</sup>。他方、BTP においては、ソーシャルサービスが実施している一地域を除き、民間セクターの組織との契約によって AA を提供していた。BTP がこうした契約を結んでいるのは、BTP が地方や地域の AA の契約や、標準的な YOT による AA の提供の対象に含まれていないからである<sup>59)</sup>。なお、これらとは対照的に、少年に対する AA サービス

53) *Ibid.*

54) NAAN (2010) , *op. cit.*, p5.

55) YOT は、1998 年犯罪及び不秩序法により設立された少年司法委員会 (YJB) の下で設立された「少年犯罪対策チーム」であり、警察・保護観察・ソーシャルサービス・保健機関等の関係機関が連携して、修復的司法の手法を含めた少年犯罪者の処遇を行っている。清野、前掲「英国刑事法務事情 (1)」、76 頁。

56) NAAN (2010) , *op. cit.*, p5.

57) *Ibid.*

58) NAAN (2010) , *op. cit.*, p6.

59) NAAN (2010) , *op. cit.*, p7.

ビスの半分近くは YOT によって直接提供されているとのことであった<sup>60)</sup>。

AA のニーズに関しては、18 署が毎月の平均値を回答したが、その数値も非常にばらつきがあり、サービス提供者別に見てもかなりの差があった<sup>61)</sup>。それらの署の脆弱な成人に対する毎月の AA のニーズを見ると、3 件から 450 件に及んでおり、サービス提供者別にみると、契約によるサービスが提供される地域では、脆弱な成人と認定された者の平均数は 47 件であった。これに対し、ソーシャルサービスによりサービスが提供されている地域では、平均数は 26 件であった<sup>62)</sup>。

また、AA をソーシャルサービスが提供している地域では、AA の専門チームを通じてサービスが提供されているのか、ソーシャルサービスのスタッフがその一般業務の一部として場当たりに業務をカバーしているのか明らかではないということであったが、この点に関連して、ソーシャルサービスがサービス提供者である地域では、脆弱な者と認定される成人が少ないことが調査によって判明した<sup>63)</sup>。ただし、この要因を解明するためには、より明らかなデータとさらなる調査が必要であるとされている<sup>64)</sup>。

次に、脆弱な成人に対して提供される専門職としての AA サービスについては、回答した警察署の半分がその内容に満足していた<sup>65)</sup>。他方、対応に不満があると回答した警察署の理由としては、サービス内容の水準にばらつきがあるという理由から、時間外におけるサービスがないという理由まで多岐にわたっていた<sup>66)</sup>。対応に不満があると回答した警察署の多くが、成人の脆弱な者に対するサービス提供の水準が低い原因は、脆弱な成人に対するサービス提供の責任の所在に関する明文規定が法律上存在しないことが理由であ

---

60) NAAN (2010) , *op. cit.* p5.

61) *Ibid.*

62) *Ibid.*

63) *Ibid.*

64) *Ibid.*

65) NAAN (2010) , *op. cit.* p9.

66) *Ibid.*

ると認識していた<sup>67)</sup>。なお、この法律上の根拠がないことが、英国全土での脆弱な成人に対するサービスの提供とサービスに対する資金提供のばらつきを招いているとされる<sup>68)</sup>。その結果、AAの運用によっては身柄拘束手続の明らかな遅延を招くことが、多くの警察署から不満として挙げられている<sup>69)</sup>。これに対しNAANは、脆弱な成人に対するAAサービスの責任が地方自治体に与えられることを明文化すべきことを提案している<sup>70)</sup>。あるいは、もし警察の身柄拘束におけるヘルスケア提供の責任を公安委員会から精神保健機関へ移行する計画が行われるのならば、AAサービスの責任をその中に含むことが検討されるべきであり、いずれの場合においても適切な資金提供がこのサービスに提供されるべきことを提案している<sup>71)</sup>。また、NAANは、脆弱な成人と少年に関するサービスを結合することが、警察へのAAの提供水準や利便性の点において優れていることが調査によって示されていると指摘したうえで、AAの要請が比較的低い地域では、こうした結合が特にコスト面で高い効果を挙げうることを示している<sup>72)</sup>。そこで、脆弱な成人に対する組織化されたサービスが存在しない地域においては、YOTに対するあらゆる責任を有している地方自治体が少年と結合したスキームを展開することが検討されるべきことも提案している<sup>73)</sup>。

### ③警察の手続におけるAAの要請

人定手続におけるAAの要請に関しては、回答した大半の警察署(71%)がAAを要請する旨を回答した<sup>74)</sup>。しかし、PACEに根拠がある制度にもか

---

67) *Ibid.*

68) NAAN (2010) , *op. cit.* p13.

69) *Ibid.*

70) NAAN (2010) , *op. cit.* p15.

71) *Ibid.*

72) NAAN (2010) , *op. cit.* p16.

73) *Ibid.*

74) NAAN (2010) , *op. cit.* p10.

かわらず、5か所以上の警察署 (23%) が要請しないと回答していた<sup>75)</sup>。この点、NAAN は人定手続になぜ AA を要請しない警察署があるかの理由は明確ではないものの、過去数年にわたり、人定手続における AA の必要性に関する解釈が警察署ごとにばらばらであるという実態は把握しているとのことであった<sup>76)</sup>。

他方、警察官による訴追の際の AA の立会いに関しては、約4分の3の警察署がルーティンとして AA の立会いを要請していると回答したが、やはり5か所以上がその要請をしていないと回答しており、この点についての理由も不明であった<sup>77)</sup>。

ただし NAAN はこの点について、PACE の文言の解釈が影響しているのではないかと考えている。PACE には、「PACE の下では AA の到着を待つためにのみ身柄を拘束し、16.2 から 16.5 (身柄を拘束された者の訴追) の規定に基づく行動を遅らせる権限はない。ゆえに、AA が出席できるようにするために、訴追などの決定が実行される時間に関する十分な注意を AA に与えるための適切な努力が行われるべきである。… (PACE Code 16C. カッコ内筆者加筆)」という文言がある。NAAN はこの文言が、「AA は必要だが、訴追の手続は AA を待つことにより遅延させられるべきではないことを示す紛らわしい表現であり、AA がすでに警察署に出頭している場合を除けば、AA の必要はないということを暗に意味しているように思える<sup>78)</sup>」ことを指摘している。またこの点に関して、少年と成人の双方において訴追の実務に混乱と一貫性のなさがあり、多くの脆弱な者が AA なしに訴追されている一方、処分が次第に被拘束者への説明が求められる多くの結果を伴う複雑なものになっていることを懸念している<sup>79)</sup>。そのため NAAN は、PACE の精神に従い

75) *Ibid.*

76) *Ibid.*

77) *Ibid.*

78) NAAN (2010), *op. cit.*, p16.

79) NAAN (2010), *op. cit.*, p14. なお、懸念される一例として、保釈の条件がしばしば混乱を招く複雑なものであり、コミュニケーションを促進する AA なしには、被拘束者は十分にこれらを理解できないということを挙げている。

AA を訴追の際に立ち合わせるのは、それが被拘束者に対し、裁判所への出頭の際のあらゆる義務を理解させ、あるいは次第に複雑になる保釈の条件について理解させるうえで重要な良い実務であると主張し、全ての地方警察が PACE の遵守をすべきこと、および AA が成人・少年すべての人定手続に立ち会うべきことや、不合理な遅延にならないのであれば、訴追あるいはその他の処分における AA の立会いを求める修正が PACE に与えられることを検討するよう求めている<sup>80)</sup>。

#### ④脆弱な成人に対する AA に関する NAAN の展望

NAAN は本調査結果をふまえ、脆弱な成人にとって AA が呼ばれることは、その直接のサポートの提供に加え、他のサービスへの注意喚起のためにも用いられうるので、刑事司法システムにおける重要な第一歩になりうるとしている<sup>81)</sup>。そして AA は、知的障害が疑われる成人のスクリーニングやアセスメントのリクエストにつながりうるほか、他のサービスへの委託も示唆されうるものであるとしている<sup>82)</sup>。また、被拘束者が訴追されたならば、より支援を受けやすくするために、脆弱性に関する情報は本人とともに裁判所へ移されるべきであり、そうしたプロセスを通して刑事司法システムからのダイバージョンとより適したサポートが提供されることが、非常に多くの知的障害や精神保健の問題を抱える者の不適切でコストがかさむ施設収容の減少に貢献するであろうことを指摘している<sup>83)</sup>。

## IV. むすび

以上、英国における AA 制度の概要と、特に脆弱な成人に対するその運用状況について、調査結果を基に確認した。

---

80) NAAN (2010) , *op. cit.* p16.

81) NAAN (2010) , *op. cit.* p17.

82) *Ibid.*

83) *Ibid.*

調査からは、AA 制度自体は古くから法律に規定されているものの、その実態の大半は少年を対象とするものであり、脆弱な成人に対しての展開はまだまだ不十分な状況にあることが判明した。また、警察および刑事証拠法には AA 自体の規定があっても、それを提供する主体に関する責任の所在を明確にするための法律上の根拠がないことから、AA のサービス内容も均一性がなく、地域によってかなりの量的・質的なばらつきがあることも判明した。

なお、NAAN はその後、内務省に対して 2015 年 3 月に最新の調査結果報告書『そこに支援する (There to help) —警察による身柄拘束あるいは取調べを受けている精神的に脆弱な成人に対する AA の提供を保証する』を提出した<sup>84)</sup>。この報告書は成人の AA を対象とした最新の調査結果であり、大部にわたるこの報告書の詳細な分析は他日を期したいが、少なくとも以下 5 つの点について言及していることを指摘しておきたい。

- ①精神的に脆弱な成人の被疑者に対する現在の AA 提供には重大な欠点がある。特に、(ア) 被疑者の脆弱性の認識および AA のニーズ、そして関連するデータの記録に関する不適切な警察の実務 (イ) AA の限定的な運用、(ウ) AA の質の不均一、などが挙げられる。
- ②多くの脆弱な成人が AA のサポートを受けていないか、あるいはそれを身柄拘束手続の一部分でしか受けていない。これは脆弱な成人の福祉の低下、法的権利の行使の阻害、司法の失敗のリスク、脆弱な成人の自傷のリスクを潜在的に増大させるような身柄拘束期間の延長、といった問題につながる。
- ③脆弱な成人に対する AA の保証あるいは提供に関する法律上の義務の不在、警察における適切な訓練とスクリーニングツールの欠如、身柄拘束施設における時間的圧迫、民間部門の AA への資金提供の縮小とその実施における明確な責任の欠如、の判明。

---

84) NAAN (2015) , There to Help (2015) : Ensuring provision of appropriate adults for mentally vulnerable adults detained or interviewed by police, available at: <http://www.appropriateadult.org.uk/index.php/policy/policy-publications/there-to-help> (accessed 31 October 2018)

- ④ 2010年平等法のような、平等を促進することを目的とした立法上の変化、および刑事司法システムにおいて脆弱な者に注目した全国的なイニシアチブ（リエゾン・ダイバージョン・スキームなど）の実施が、AAの提供強化に対する有望な政策と運営環境を提供する。
- ⑤ 控えめに見積もっても、11%の成人の被疑者がAAを要求している。そして、イングランドとウェールズにおける身柄拘束プロセスに対して、組織化されたスキームに基づき訓練を積んだAAを完全に提供することを保証する年間コストは年間1億9500万ユーロ（一地方自治体あたり11万3千ユーロ）と見積もられている。全国の成人に対するAAの提供コストは現在、年間300万ユーロ超と見積もられている。

この調査結果を見る限り、脆弱な成人に対するAAの運用状況は、2010年の調査時から大きな変化はなく、罪を犯した知的障害者や発達障害者の早期のスクリーニングやアセスメントは未だ不十分な状況に置かれているようである。こうした状況は、2010年平等法の成立や、ブラッドリー報告を受けての『健康の改善、司法の支援』計画等を基に、今後さらに修正されていくものと思われる。

他方、英国は逮捕に伴う身柄拘束の機関が原則24時間と非常に短く、取調べにはソリシタが立ち会うほか、取調べの内容は全て録音・録画されることになっており、黙秘権も事実上廃止されている<sup>85)</sup>。また、警察が訴追権を有しているほか、注意処分や譴責処分などの様々な処分権を有しているなど、わが国とはかなり異なる司法制度を有している。したがって、AA制度のわが国に対する示唆を検討するうえでは、英国の刑事司法制度全体の中で、AA制度が立法政策上・運用政策上どのような位置づけにあるのかを分析したうえで、合理性・相当性・補充性といった観点からわが国における展開可能性を検討していく必要がある。その意味では、本稿は検討の序論部分の位置づけにあるに過ぎない。AA制度をめぐるこうした点を早急に解明・検討することを今後の課題として、本稿を閉じたい。

85) 清野、前掲「英国刑事法務事情（2）」、72頁。